

#### 第4版はしがき

『新現代労働法入門』は二〇〇〇年四月に発刊されて以来、二〇〇三年(第二版)・二〇〇五年(第三版)と改訂を重ねてきたから、本書は前回から四年目の改訂ということになる。この経過からわかるように、比較的頻繁に改訂を繰り返してきたのは、いうまでもなく二一世紀に入って特に顕著になった雇用と労働をめぐる大きな変動とそのスピードの速さに対応して繰り返し行われてきた労働法の改正や、その後の注目すべき判例の動きを、本書の内容に反映させるためである。小型ながら、労働法の基本的性格をわかりやすく解説し、同時に、最新の動向をその基盤である経済社会の変動のなかでとらえようという本書の性格に沿ったものである。

第三版の発刊からわずか四年が経過しただけに、この間の労働法制の動向には、注目すべきものがある。グローバルな経済競争が激化するなかで、わが国の経済競争力を維持し企業効率を高めるための環境整備を意図して進められてきた規制緩和政策は、労働市場と日本的雇用慣行の分野に大きな変動をもたらした。柔軟な雇用(非正規雇用の増大)と労働(労働時間の柔軟化と成果主義賃金)の追求、それを可能とする労働法上の規制の撤廃や緩和は、反面で、生活保護基準以下で働く貧困層や、子供を産み・育てることも出来ない労働生活、職場いじめの蔓延に象徴される刺々しい労働現場などを生み出すことになった。二〇〇八年秋、アメリカの金融危機に端を発した不況によ

つて、自動車や電気産業を中心に二〇万人近い派遣労働者・期限付き雇用労働者の人員削減がアツという間に実現してしまったのも、この間、企業が雇用政策のなかで追求し、労働法制が規制緩和によつて後押ししてきたことの当然の帰結といふべきであるが、そこから生じている大きな社会不安と動揺に立ち向かう備えがないまま進められてきただけに、試行錯誤の弥縫策が続いている。

本書の改訂の契機となった二〇〇六―七年にかけての一連の労働法改正には、注意深くみると、これまでの規制緩和政策から生じたネガティブな結果に対処するため、規制の強化ないし再規制の動きがみて取れる点で注目すべきものがある。貧困と格差に対するセーフティネットの再構築（最低賃金法・雇用保険法の改正）、平等ないし均等・均衡待遇原則の強化（雇用機会均等法・パートタイム労働法の改正）、ワーク・ライフ・バランスの確保（労基法・労働時間法と育児・介護休業法の改正）、労働契約の法化の推進（労働契約法と労働審判法の制定）など、いずれも十分とはいえないものの、新しい世紀の労働法に向けた、その片鱗を示している。この動きはまだ進行中であり、本書の改訂で、雇用保険法の改正（二〇〇九・三・三一施行）までは捕捉したが、その次には労働者派遣法と育児・介護休業法の改正が確実視されている。

本書の構成と執筆者は、原則として第三版を踏襲している。第三版で構成を大きく変更し、新しい労働法上の問題にページを割り、また若い人にも親しみやすく読んでもらえるよう工夫を試みた。小型ながら充実した内容を確保するという編集の意図が、引き続き読者の支持を得られることを期待している。

なお、今回の改訂にあたっては、法律文化社社長の秋山泰氏ならびに編集部の尾崎和浩氏に、多

大のご尽力をいただいた。両氏のご協力がなければ、短時間の改訂作業は到底覚束なかつたに違いない。記して、深く感謝の意を表したい。

二〇〇九年三月

編者記す